

調査の実施方法

(前回調査からの主な変更点)

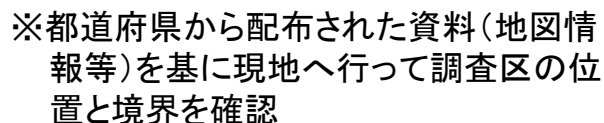
- ・準備調査の改善 (P1)
- ・オンライン調査の推進 (P9)
- ・郵送提出の一部導入及び回収率の向上策 (P18)

準備調査の改善

準備調査とは

- ## 調査員による準備調査

②『調査区要図』及び『世帯一覧』の作成

[illegible]

※対象調査区内を巡回して、『調査区要図』、
『世帯一覧』を作成

※調査区内の全ての世帯を訪問し、リーフレットを配布し、この地域で調査することを周知

➤『世帯一覽』に基づき、都道府県において調査対象世帯を選定

[illegible]

準備調査とは ～続き～

『世帯一覧』の把握内容

- 社会生活基本調査では、世帯一覧作成の際に「住所」、「世帯主氏名」、「世帯員数」を聴き取っている

<聞き取り内容の用途>

- ・住所
調査対象世帯への事前依頼はがき送付
- ・世帯主氏名
調査対象世帯への事前依頼はがき送付
- ・世帯員数
調査票配布枚数の事前把握

令和3年社会生活基本調査				世 帯 一 覧			調査員氏名	統計 太郎
都道府県名 〇〇県		市(区)町村名 △△市		生 活 時 間 の 指 定 日 10月16日(土)と10月17日(日)			3 枚のうち 1 枚目	
調 査 区 符 号 4 8 9 0 1		国勢調査調査区番号 1234-1		オンライン回答確認基準日 10月20日(水)			都道府県記入欄 総世帯数 抽出起番号 抽出間隔	
◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。 ◆空き家やアパートの空き室など、人が住んでいない建物の場合は、記入しません。 総務省統計局								
(1) 調査区内 一連番号	(2) 世 帯 番 号	(3) 世帯主又は代表者	(4) 所 在 地	(5) 10歳以上 の世帯員数	(6) オンライン 回答数	(7) 紙で 取集した 冊数	(8) 備 考	
1		永野 明美	森山町3丁目1番1号	2				
2		柏井 健蔵	" 2号	3				
3		土橋 克久	" 3号	3				
4		水木 英男	" 4号	1				
5		三宅 健二	" 5号	5				
6		奥 美江子	" 7号	1				

課題及び必要性

課題

- 地方からの意見では、
 - ・「調査対象に抽出されるか分からないのに、氏名等の個人情報には伝えられない」との世帯からの声が多かった
 - ・「会えない世帯へ何度も訪問したが、最終的にその世帯は調査対象にはならなかった。
無駄ではないか。」という事例を調査員から多数報告を受けており、効率が悪いといった声が多く、**トラブルの原因になることや費用対効果**の面で見直しの検討が必要
- また、調査環境の悪化、調査員確保の困難性等を考えると、準備調査の改善を図ることが、**円滑な調査の実施や調査員事務の負担軽減**の観点から重要

必要性の精査

- 準備調査での聴き取り内容は、前述のとおり、「事前依頼はがきの送付」や「調査票配布枚数の事前把握」のためであり、調査対象世帯を抽出する際に使用しているものではない
- 一方で、「調査区内の世帯数」については、集計時の乗率に使用しているため、調査区内を巡回して、居住実態を確認することは必要

準備調査の改善策①（案）

準備調査時における把握内容の変更

- 「世帯主氏名」、「住所」、「世帯員数」の聴き取りはすべて取りやめ、代わりに以下を確認
 - ・居住実態
 - ・世帯を識別するための姓（可能な範囲で）
 - ・世帯員数（可能な範囲で）
- 「事前依頼はがきの送付」については、地方から「効果がある」との意見が多いため、はがきの送付に代えて、依頼状を調査依頼前に調査員がポスティングする
- 調査票の配布枚数の事前把握のための「世帯員数」の聞き取りについては、必須事項とはせず、面会した際に可能であれば聞き取る
- 居住実態の確認については、面会せずとも、「洗濯物が干してある」、「カーテンが開いている」、「隣家から聴取した場合」など、明確に居住が確認できる場合は世帯への面会は不要とする

準備調査の改善策②（案）

住民基本台帳の利用

- 準備調査における『世帯一覧』の作成に際し、住民基本台帳を利用することにより、『世帯一覧』の精度向上や調査員の負担軽減に資することから、住民基本台帳の利用を認める
- なお、住民基本台帳の利用は任意とし、調査区ごとに都道府県において利用の有無を判断する

住民基本台帳の閲覧者

- 住民基本台帳の閲覧者は都道府県職員（指導員及び調査員※）とする
※調査員は非常勤の都道府県職員
- ただし、市区町村によっては、非常勤職員については住民基本台帳の閲覧を認めていない場合や閲覧内容・方法に制限があることもあるため、都道府県において事前に市区町村と十分に調整を行う

準備調査の改善策②（案） ～続き～

具体的な利用方法

- 以下の2通りを想定。調査区ごとに、どちらの方法で実施するかは都道府県において判断
- いずれの場合においても、現地を回り、居住実態の確認は確実にを行う

I 住民基本台帳をあらかじめ転写し、 現地を回ってリバイス

①『世帯一覧』の作成前に、調査員が住民基本台帳を閲覧し、「世帯主氏名」、「住所」、「世帯員数」を『世帯一覧』に転写

②現地を回り、居住実態を確認し、『世帯一覧』を必要に応じて修正

③ ①で転写した『世帯一覧』の「調査区内一連番号」を基に、『調査区要図』に一連番号を記入

II 『世帯一覧』を作成した後、住民基本台帳を閲覧し、『世帯一覧』を補記

①現地を回り、居住実態を確認し、『調査区要図』と『世帯一覧』に記入

②居住実態の判別ができなかった住戸について、住民基本台帳を閲覧し、『世帯一覧』を補記

準備調査の改善策（案）まとめ

令和3年調査

面会

聴き取り内容

- ・ 住所（必須）
- ・ 世帯主氏名（必須）
- ・ 世帯員数（必須）

事前依頼はがきの送付

住民基本台帳の利用：不可

令和8年調査

・面 会

もしくは

・外観把握（明確に居住が確認できる場合に限る）

確認内容

- ・ 居住実態
- ・ 世帯識別のための姓（可能な範囲で）
- ・ 世帯員数（可能な範囲で）

依頼状（調査書類配布前に調査員がポスティング）

住民基本台帳の利用：可

オンライン調査の推進

スマートフォン対応の強化

- インターネット回答ログイン情報の二次元コードをスマートフォンで読み取ることで、政府統計オンライン調査総合窓口（e-Survey）のログイン画面に「政府統計コード」及び「調査対象者ID」が自動入力される、回答者は「パスワード」のみ入力することでログインが可能とする。
- ログイン時に入力が必要な項目を必要最低限とすることで、回答者の操作を簡略化しオンライン調査の推進に寄与。

インターネット回答ログイン情報

調査区符号 12345
世帯番号 12

令和8年社会生活基本調査
インターネット回答ログイン情報

- 10月17日(土)と10月18日(日)の2日間の行動についての調査項目があります
- インターネットでの回答は10月24日(日)までお願いいたします

注意事項

- この書類は、配布された世帯でのみご使用ください。また、原則再発行いたしません。
- 調査対象者ID及びパスワードは、お一人につき一つご使用ください。
- お一人で複数の調査対象者IDを利用すると回答が重複いたしますのでご注意ください。
- インターネットでご回答された場合は、紙の調査票の提出は不要です。
- 紙の調査票には何も記入せずに他に使われないように廃棄してください。

政府統計コード (共通)	ヨ ン ・ エ ー ・ キ ュ ー ・ デ ィ ー
4	A Q D

	調査対象者ID	パスワード	ログイン用 QRコード	メモ欄 (調査票に貼る場所)
1人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・イチ a b c d e 0 1	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 3 4		
2人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・ニ a b c d e 0 2	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 3 6		
3人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・サン a b c d e 0 3	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 3 8		
4人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・ヨン a b c d e 0 4	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 3 0		
5人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・ゴ a b c d e 0 5	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 3 2		
6人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・ロク a b c d e 0 6	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 4 3		
7人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・ナナ a b c d e 0 7	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 4 5		
8人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・ハチ a b c d e 0 8	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 4 7		
9人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・ゼロ・キュー a b c d e 0 9	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 4 9		
10人目	エー・ビー・シー・ディー・イー・イチ・ゼロ a b c d e 1 0	エフ・ジー・エイチ・アイ・ジェイ・ニ・サン・ロ f g h i j 2 4 0		

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

重要なお知らせ

- Excel電子調査票に回答する調査対象者の皆様へ

電子調査票ファイルの上部にマクロの実行がブロックされた旨のメッセージが

表示される場合は、こちらの[対処方法](#)をご参照ください。

ログイン情報

政府統計コード

必須

4AQD

☐ 次回から入力省略

[調査名から選択する場合はこちら](#)

↑ 選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。

社会生活基本調査

調査対象者ID

必須

ynuez01

☐ 次回から入力省略

パスワード

必須

二次元コードの読み取りから

- 政府統計コード
- 調査対象者ID

が自動入力される

パスワード変更画面の利便性向上

- ログイン後の新パスワードへの変更は、パスワードポリシーの条件に合致するまで、回答者は候補となるパスワードを何度も入力することが必要となり、オンライン調査を諦める一因となりやすい。
- これを解消するため、あらかじめ条件を満たすパスワード文字列の候補を表示・入力することで、回答者負担が軽減され、オンライン調査の推進に寄与。

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。
変更後のパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご注意ください。

- 『パスワード候補』欄に表示されている内容を変更後のパスワードとして採用する場合は、「このパスワードを採用する」ボタンを押す ⇒ 『新パスワード』欄に入力し、「変更」ボタンを押す
- 『パスワード候補』欄に表示されている内容を変更後のパスワードとして設定しない場合は、『新パスワード』と『新パスワード（確認用）』欄に任意の同一パスワードを入力 ⇒ 「変更」ボタンを押す

パスワード候補	nLn58B5b	このパスワードを採用する
新パスワード		☐ パスワードを表示する
新パスワード（確認用）		

変更

⇒

パスワードの変更

パスワード情報

配布されたパスワードは、仮のパスワードですので、変更をお願いいたします。
変更後のパスワードは、次回ログインの際に必要となりますので、ご注意ください。

- 『パスワード候補』欄に表示されている内容を変更後のパスワードとして採用する場合は、「このパスワードを採用する」ボタンを押す ⇒ 『新パスワード』欄に入力し、「変更」ボタンを押す
- 『パスワード候補』欄に表示されている内容を変更後のパスワードとして設定しない場合は、『新パスワード』と『新パスワード（確認用）』欄に任意の同一パスワードを入力 ⇒ 「変更」ボタンを押す

パスワード候補	nLn58B5b	このパスワードを採用する
新パスワード		☒ パスワードを表示する
新パスワード（確認用）		

変更

表示されたパスワード候補を問題なければ、[このパスワードを採用する] ボタンを押下

最後に [変更] ボタンを押下することで表示された候補が新パスワードとして設定

スマートフォン版電子調査票の改善

- 本調査の調査事項は、設問数が多いことに加え、指定の連続した2日間の生活時間の特有事項があるため、回答者に入力が難しいとの印象を与えてしまう。今回調査では、回答者がストレスなく、回答入力できるようなユーザビリティ改善を中心に見直しを行う。
- 特にスマートフォン版電子調査票における生活時間の入力において、その入力方式を前回調査で採用していたプルダウン方式からドラッグ方式に変更、あるいは回答者がどちらかを選択できるような併用するなど、より入力しやすく、わかりやすい設計とする。

プルダウン方式

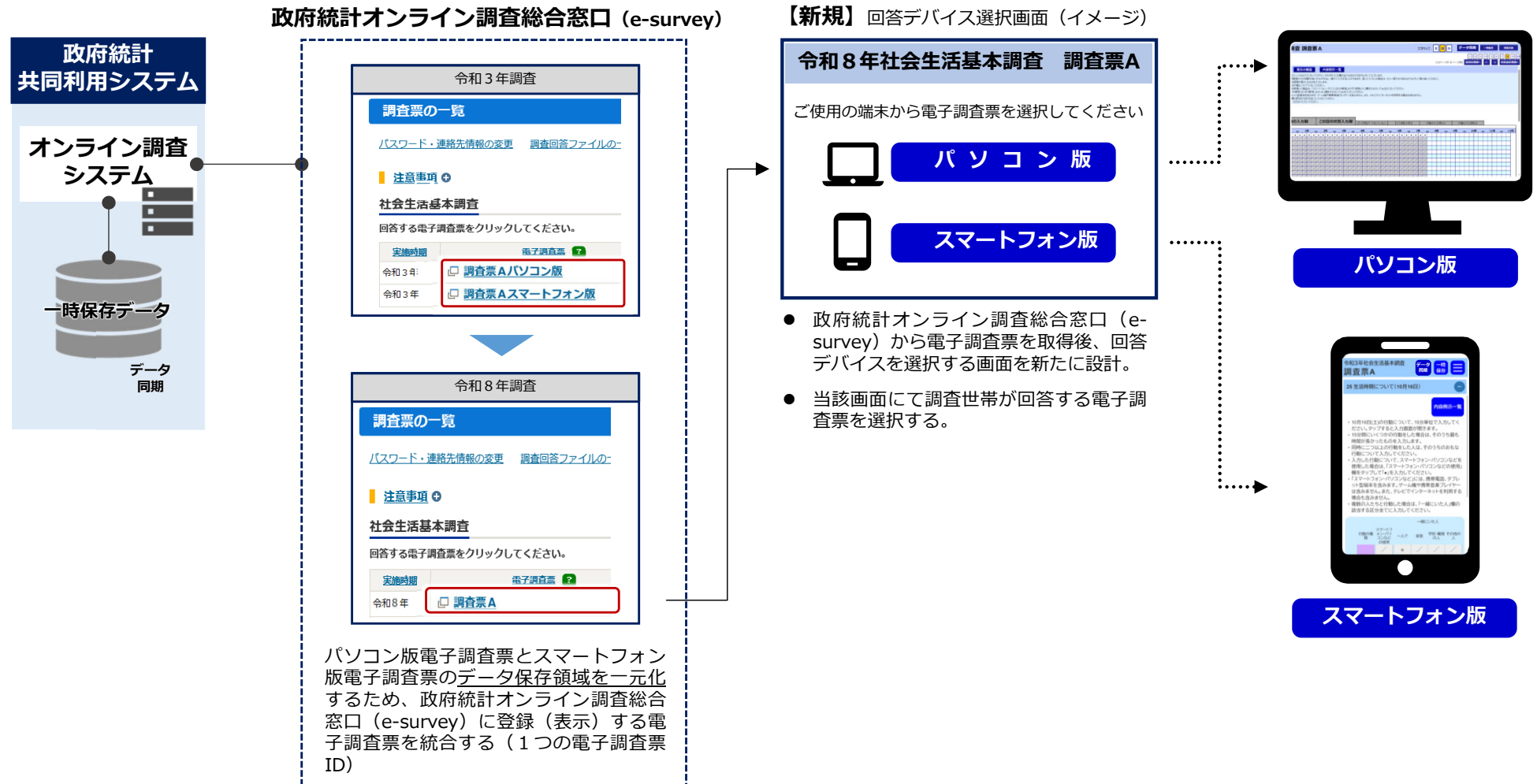


ドラッグ方式



回答入力データの同期

- 令和3年調査において、生活時間に係る調査項目の入力について、デバイスの特性に応じた入力操作とするために、パソコン版及びスマートフォン版の2種類の電子調査票を開発した。
- 令和8年調査も前回の設計を継承し、よりユーザビリティを向上させていくこととする。なお、デバイスを切り替えても続きから回答入力できるよう、デバイス別電子調査票間で回答入力データが同期できる仕組みを導入する。



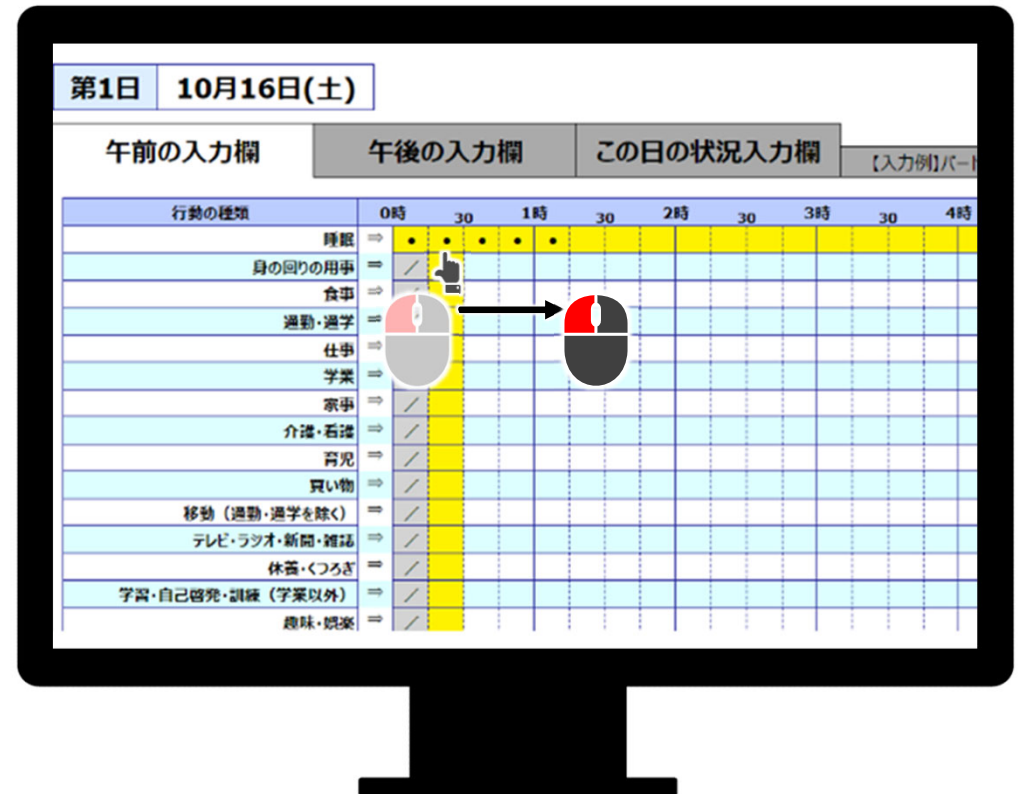
(参考)デバイスの特性に応じた入力操作

スマートフォン版



- プルダウンから該当する時間帯の開始・終了を選択することで連続した時間入力が可能

パソコン版

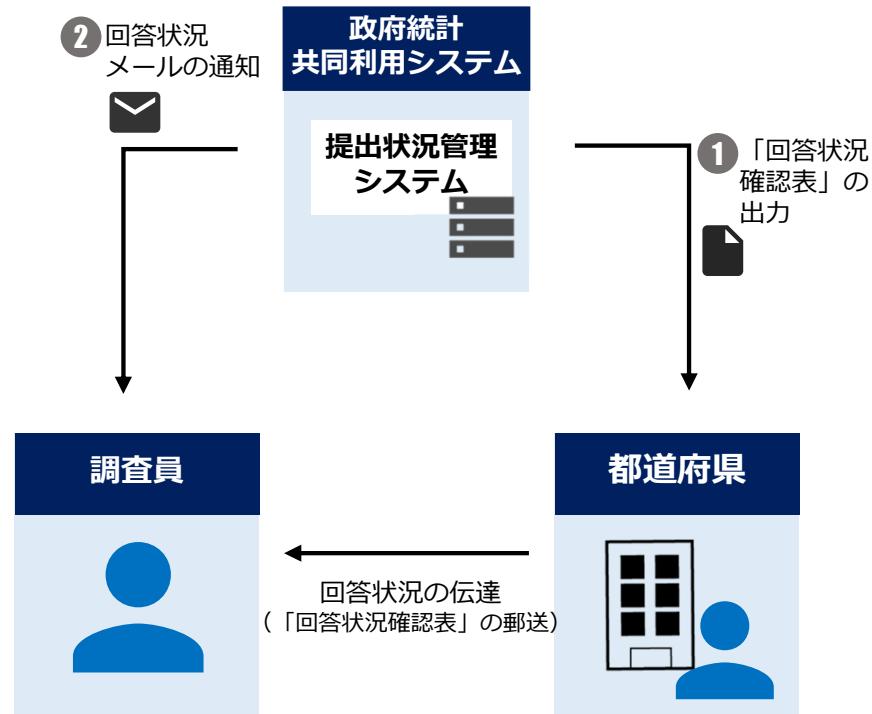


- 該当する時間帯のセルを選択し、横方向にドラッグすることで連続した時間入力が可能

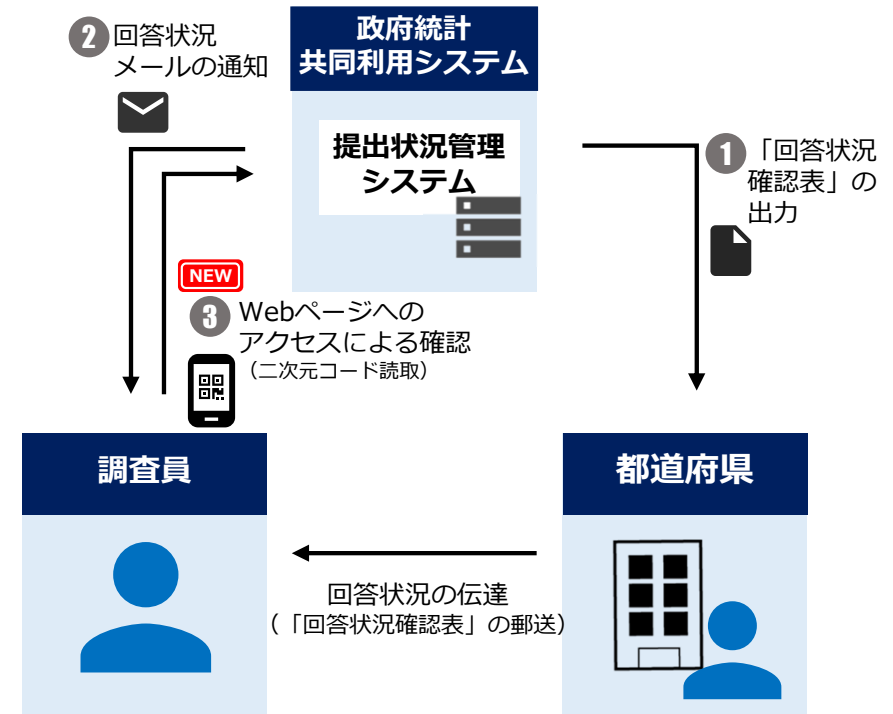
回答状況確認機能の拡充

- 調査員による回答状況確認については、令和3年調査で実施した①「回答状況確認表」の出力、②回答状況メールの通知に加え、地方公共団体の事務負担軽減として、③Webページへのアクセスによる確認（二次元コード読取）を追加する。

令和3年調査



令和8年調査



- 回答状況メール、Webページに表示する内容については、調査票の回収事務に差異が生じないように同一内容とする。
- また、回答状況の他、都道府県からのお知らせが表示できる機能も追加

インターネット回答を促進する導線づくり

- 調査に回答いただくため、世帯が見やすく、理解しやすい色やデザイン設計の調査書類はもちろんのこと、ナッジ手法を取り入れた『インターネット回答促進リーフレット』等を新たに作成するとともに、調査票をはじめとした調査書類のあらゆるところにインターネット回答をより促進するための導線をつくりインターネット回答の向上を目指す。
- また、調査スケジュールを見直し、インターネット回答の促進期間及び督促期間を新たに設けることにより、インターネット回答の底上げを目指す。

調査票

令和8年社会生活基本調査 調査票 A

令和8年10月20日

総務省統計局

〇 総務省統計局ではかんたん・便利なインターネットによる回答を推奨しています。

〇 政府統計オンライン調査総合窓口（<https://www.e-survey.go.jp/>）にアクセスし、ご回答をお願いします。

〇 詳しくは、同封の『インターネット回答の操作ガイド』をご覧ください。

〇 この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

〇 10歳以上の人は、一人1冊ずつ記入してください。

〇 世帯主は、最終ページの「世帯について」および「10歳未満の世帯員について」も記入してください。

「25 生活時間について(5～9ページ)」は
 日(曜日)と 日(曜日)の2日間を記入します

記入上の注意

- 記入する前に、別にお配りした「調査票の記入のしかた」や「生活時間についての記入のポイント」をごらんください。
- 記入には、必ず黒の鉛筆またはシャープペンシルを使用し、まちがえた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 答えを記入する欄が ☐ の場合は、当てはまる ☐ を ☒ のように一つだけ(当てはまるものすべてを記入する欄は除く)ぬりつぶしてください。
- に数字を記入する場合は、下の例のように、**一文字ずつ、右つめ**で記入してください。
- この調査票は、機械にかけますので、ご注意ください。

【記入例】 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

調査員記入欄

世帯主の調査票のみ記入

10歳以上の世帯員数

10歳未満の世帯員数

一人の世帯員数

世帯員数

調査票の記入方法

※イメージ

【新規】インターネット回答促進リーフレット

令和8年社会生活基本調査

回答がお済みの世帯にもお配りしています
 すでに回答いただきました方につきましては、ご回答ありがとうございました

簡単・便利・安全な
インターネットでの回答をお願いします

10月24日(土)までに回答をお願いします

インターネットで回答した方は、紙の調査票の提出は不要です
 まだ回答がお済みでない方は、お配りしている調査書類をご確認ください

スマートフォン QRコードから

パソコン 検索サイトから

政府統計オンライン調査総合窓口

ウェブブラウザのアドレスバーに
<https://www.e-survey.go.jp/> を
 入力してもアクセスできます

**インターネットでの回答が確認できない場合には
 調査員がご記入いただいた調査票の回収に伺います**

社会生活基本調査には回答の義務があります

社会生活基本調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください!

- ・社会生活基本調査では、金銭を要求することはありません。
- ・また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- ・社会生活基本調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。
- ・不審に思った際には、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。
- ・調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。

調査に関するお問合せは

社会生活基本調査コールセンター

0570-xx-xxxx
 IP電話の場合: 03-xxxx-xxxx

※おかけ間違いのないようご注意ください。

調査期間: 10月10日(月)まで (土日・祝日も利用できます)
 受付時間: 午前8時～午後9時

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合は、通話料金を10円未満の端数に切り上げさせていただきます。
 固定電話に、市内通話料金を利用いただけます。

携帯電話の場合は、所定の通話料となります。

総務省統計局・都道府県

社会生活基本調査

※イメージ

【新規】調査票提出のお願い(督促状)

令和8年社会生活基本調査

【調査票の提出のお願い】

至急

**調査の回答が確認できていません
 調査票にご記入のうえ
 至急ご提出ください!**

社会生活基本調査には回答の義務があります

この調査は「統計法」という法律に基づいて実施している重要な調査です
 「統計法」には調査項目に回答する義務(報告義務)が定められています
 調査票のご提出をお願いします

インターネットによる回答のお願い

現在、インターネット回答期限を延長しております
 すでにお配りした『インターネット回答の操作ガイド』をご覧ください
 皆さまの回答負担を軽減するとともに、回答精度の向上を図るため
 できるかぎりインターネットによる回答をお願いしております

※インターネットでの回答が難しい場合は、調査票にご記入いただき調査員にご提出してください

個人情報情報は厳格に保護されます

社会生活基本調査では「統計法」によって厳格な個人情報保護が定められています
 また、調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、守秘義務が課せられています

本紙と行き違いにより、すでに調査票を提出されている場合は、ご容赦ください

調査に関するお問合せは

社会生活基本調査コールセンター

0570-xx-xxxx
 IP電話の場合: 03-xxxx-xxxx

※おかけ間違いのないようご注意ください。

調査期間: 10月10日(月)まで (土日・祝日も利用できます)
 受付時間: 午前8時～午後9時

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合は、通話料金を10円未満の端数に切り上げさせていただきます。
 固定電話に、市内通話料金を利用いただけます。

携帯電話の場合は、所定の通話料となります。

総務省統計局・都道府県

社会生活基本調査

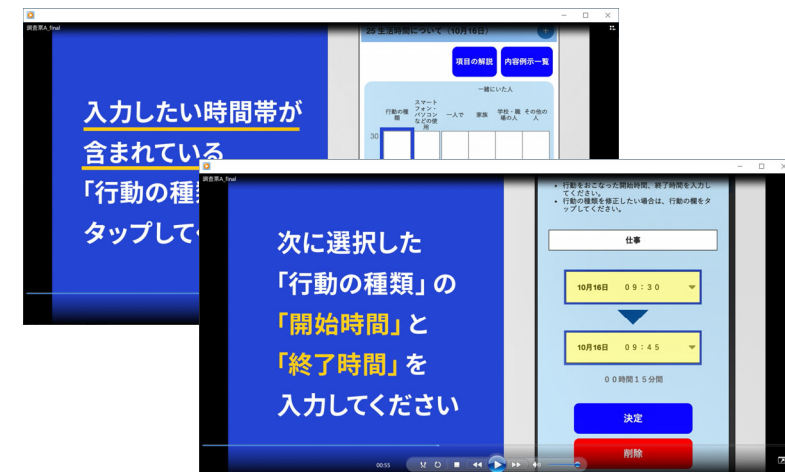
※イメージ

インターネット回答説明動画の作成

- 紙の調査票のほうが簡単だと感じる方をインターネット回答へ誘導するために、「政府統計オンライン調査総合窓口へアクセス」から「回答の入力手順」までの操作方法をわかりやすく説明した動画を作成する。
- また、回答の入力手順では、特に操作が複雑な「生活時間について」を重点的にわかりやすく説明する。



※イメージ



郵送提出の一部導入及び回収率向上策

これまでの経緯及び課題

これまでの経緯

- これまで、社会生活基本調査では
「生活時間に関する調査事項については、一定時間経過後に世帯に記入内容を確認することが困難であるため、調査票提出時に調査員が記入状況を確認することができない封入提出、郵送提出は原則として導入しない」
との方針
- 平成23年社会生活基本調査の答申においても
「本調査が、生活時間を詳細に把握するための調査であり、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなるという特性を有することを勘案すると、調査員調査で、正確な回答を得ることを優先すべきである。」
とされている

調査の課題

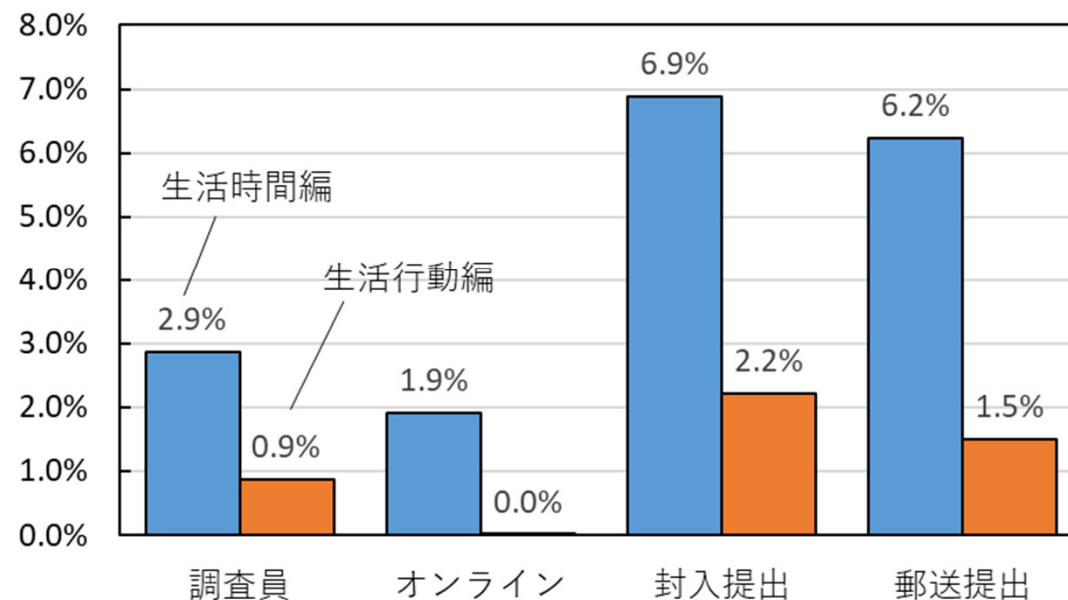
- 調査環境が年々悪化する中、調査員確保の困難性や、回収率の低下が課題となっており、地方からも郵送提出導入について多数の意見があることから、郵送調査の導入について改めて検討する必要

郵送提出導入の検討にあたって

令和3年調査の実施状況

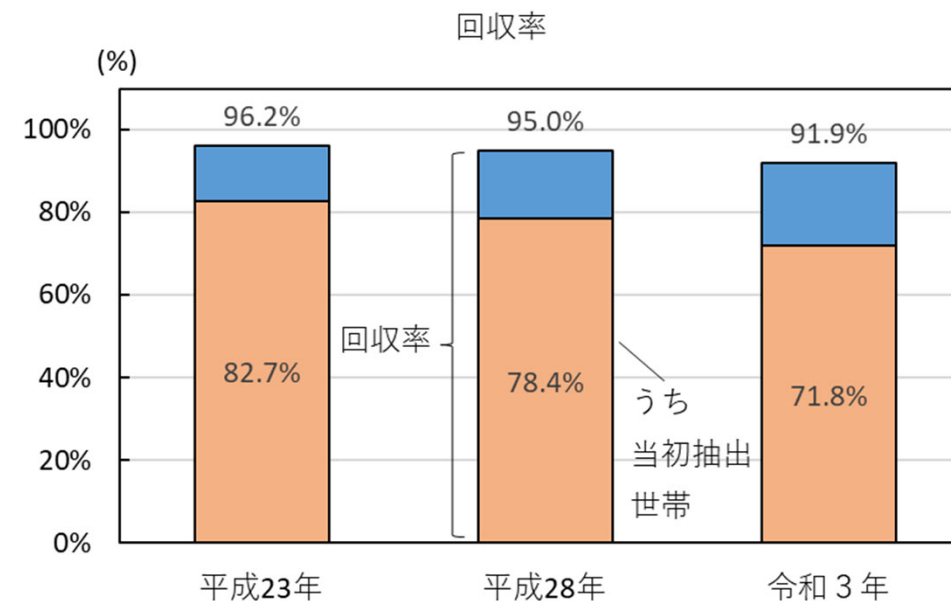
- 令和3年調査では、コロナによる影響を鑑み、急遽、郵送提出も認めたところ
- 令和3年調査の集計除外率をみると、郵送・封入提出については、調査員・オンライン回収に比べ、高くなっている

(%) 提出方法別集計除外率（令和3年調査）



回収率の推移

- 回収率をみると、直近の令和3年調査でも90%以上ではあるものの、そのうち当初抽出世帯は70%程度となっている
- 平成23年からの推移をみると、回収率のうち当初抽出世帯の低下が顕著



郵送提出の一部導入及び回収率向上策

令和8年調査での対応策（案）

- 郵送・封入提出については、集計除外率が高いため、大幅に増えると結果精度に影響が及ぶ
- 一方で、郵送提出を認めないことにより回収できないよりは、一定数の記入不備があったとしても、回収調査票を増やすことが、結果精度向上に繋がるのではないか
- そのため、これまで回収できていなかった調査票を回収することを目的とし、「督促期間の最終日時点で未回収の世帯※」に限って、郵送提出を導入する
※督促期間中に一度は直接面会して督促を行う

スケジュール（案）

令和8年調査

			10月																														11月														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
グループ①	10月17日	(土)	調査書類配布期間（9日間）																																												
	10月18日	(日)																																													
グループ②	10月18日	(日)	生活時間の指定日																																												
	10月19日	(月)																																													
グループ③	10月20日	(火)	●『インターネット回答促進リーフレット』の配布																																												
	10月21日	(水)																																													
グループ④	10月22日	(木)	●インターネット回答確認基準日（世帯へ明示するインターネット回答期限）																																												
	10月23日	(金)																																													
グループ⑤	10月23日	(金)	調査票収集期間（5日間）																																												
	10月24日	(土)	●『調査票提出のお願い（督促状）』の配布																																												
グループ⑥	10月24日	(土)	督促期間（4日間）																																												
	10月25日	(日)																																													

『インターネット回答促進リーフレット』の配布

- ・インターネット回答基準日の直前に調査員が世帯へ配布（ポスティング）
- ・調査書類とは配布タイミングを別にするにより、リマインド効果も狙う

インターネット回答促進リーフレット（イメージ）

令和8年社会生活基本調査
回答がお済みの世帯にもお配りしています
すでに回答いただきました方につきましては ご回答ありがとうございました

簡単・便利・安全な
インターネットでの回答をお願いします

10月24日（土）までに回答をお願いします
インターネットで回答した方は 紙の調査票の提出は不要です
まだ回答がお済みでない方は お配りしている調査書類をご確認ください

スマートフォン QRコードから

検索サイトから

政府統計オンライン調査組合窓口

ウェブブラウザのアドレスバーに
<https://www.s-survey.go.jp/> を
入力してもアクセスできます

**インターネットでの回答が確認できない場合には
調査員が ご記入いただいた調査票の回収に伺います**

社会生活基本調査には回答の義務があります

社会生活基本調査をよそおった詐欺（さぎ）や不審な調査にご注意ください！
・社会生活基本調査では、世帯を調査することはありません。
また、銀行口座の振込番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
・社会生活基本調査をよそおった詐欺（さぎ）や不審な調査や、不審な電話・メール・ウェブサイトなどに注意ください。
外資に寄せた際には、速やかにお住まいの市区町村にお知らせください。
・調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。

調査に関するお問合せは
社会生活基本調査コールセンター
0570-xx-xxxx
IP電話の場合：03-xxxx-xxxx
※おかけ間違い、お間違いのないようご注意ください。
受付時間：●月●日（●）まで（日・祝日に特設です）
受付時間：午前8時～午後9時
※テレビガイドの番組表は、調査員証の提出、
調査員証に、市内通話料を事前に負担いただきます。
調査員証の提出、市外通話料とさせていただきます。

総務省統計局・都道府県

社会生活基本調査

インターネット回答基準日

- ・世帯へ提示するインターネット回答期限
- ・インターネット回答基準日の翌日以降、調査員がシステムにより提出状況を確認し、未提出の世帯へは訪問して紙の調査票を回収する

スケジュール（案）～続き～

令和8年調査

			10月																														11月														
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
グループ①	10月17日	(土)	調査書類配布期間（9日間）																																												
	10月18日	(日)																																													
グループ②	10月18日	(日)	生活時間の指定日																																												
	10月19日	(月)																																													
グループ③	10月20日	(火)	●『インターネット回答促進リーフレット』の配布																																												
	10月21日	(水)																																													
グループ④	10月22日	(木)	●インターネット回答確認基準日（世帯へ明示するインターネット回答期限）																																												
	10月23日	(金)																																													
グループ⑤	10月23日	(金)	調査票収集期間（5日間）																																												
	10月24日	(土)	●『調査票提出のお願い（督促状）』の配布																																												
グループ⑥	10月24日	(土)	督促期間（4日間）																																												
	10月25日	(日)																																													

調査票取集期間

- ・調査員が世帯を訪問し、紙の調査票を回収
- ・紙の調査票への記入が済んでいない世帯へはインターネット回答を推奨する
- ・**収集期間最終日**に回収できていない世帯へは、『調査票提出のお願い（督促状）』をポスティング

督促期間

- ・従来なかった督促期間を追加
- ・この期間中に一度は直接面会して督促を行う
- ・「面会しても回収できなかった世帯」や「**督促期間の最終日**になっても会えなかった世帯」については、郵送提出用の封筒を配布し、回収率の向上を図る

調査票提出のお願い（督促状）（イメージ）



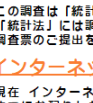
令和 8 年社会生活基本調査

【調査票の提出をお願いします】

政府統計

至急





調査の回答が確認できていません
調査票にご記入のうえ
至急ご提出ください！

社会生活基本調査には回答の義務がありません

この調査は「統計法」という法律に基づいて実施している重要な調査です
「統計法」には調査項目に回答する義務（報告義務）が定められています
調査家のご提出をお願いします

インターネットによる回答のお願い

現在 インターネット回答期限を延長しております
すでにお配りした『インターネット回答の操作ガイド』をご覧ください
皆さまの回答負担を軽減するとともに 回答精度の向上を図るため
できるかぎりインターネットによる回答をお願いしております

※インターネットでの回答が難しい場合は 調査票にご記入いただき調査員にご提出してください

個人情報 は厳格に保護されます

社会生活基本調査では「統計法」によって厳格な個人情報保護が定められています
また 調査に協力する者（調査員 地方公共団体の職員など）には 守秘義務が課せられています

本紙と行き違いにより、すでに調査票を提出されている場合は、ご容赦ください。

調査に関するお問合せは

社会生活基本調査コールセンター

0570-xx-xxxx

IP電話の場合：03-xxxx-xxxx

※おかけ間違いのないようにご注意ください。

受付時間：●月●日（●）まで 土日・祝日もご利用いただけます
受付時間：午前8時～午後9時

※パブリックの通話料金は、通話料金のほか、
※通話料：市内通話料として利用いただけます。
※通話料のほかに、市外通話料がかかります。



総務省統計局・都道府県

社会生活基本調査

